

広報とやま 平成 28 年(2016 年)1 月 5 日号掲載

くらしの情報あれこれ

携帯端末の分割購入契約は「クレジット契約」です。通信料金は「携帯電話会社」として、分割支払金は「クレジット会社」として、同じ携帯電話会社から同時に請求されます。しかし、消費者の多くはクレジット契約をしているとの認識がありません。

なお、「実質負担金 0 円」とうたって販売されている携帯端末であっても端末料金自体は有料であり、端末の分割支払分と同額が通信料から毎月割引されているに過ぎません。

携帯端末の分割支払金の滞納にご注意を

注意点

携帯料金を安易に滞納してしまうと、端末にかかる返済金(クレジット契約分)も滞納してしまうことになり、その情報は指定信用情報機関に記録されてしまいます。

3カ月以上支払いが滞った場合、5年間は指定信用情報機関のデータベースに滞納情報が登録されてしまいます。そのため、滞納分を完済

したとしても、将来クレジットカードを作成したり、ローンを利用したりする際に審査が通らない可能性があります。

携帯端末を購入する際には支払い方法や支払い金額についてよく理解したうえで契約しましょう。



問消費生活センター ☎443-2047